

平成28年度第1回 北海道自立支援協議会 議事録

開催日時：平成28年9月5日（月）18:00～19:45

開催場所：道庁別館地下1階 大会議室

1 開会

（障がい者保健福祉課 金須主幹）

ただいまから、平成28年度第1回北海道自立支援協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

私は、障がい者保健福祉課主幹の金須でございます。議事に入るまでの間、進行を勤めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは開催に先立ちまして、障がい者保健福祉課長の植村から御挨拶申し上げます。

開会挨拶

（障がい者保健福祉課 植村課長）

障がい者保健福祉課長の植村でございます。

本日は、大変お忙しい中、このような夜間の時間帯にも関わらず、御出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から障がいのある方々の保健福祉の推進のため、御協力・御尽力をいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。

さて、自立支援協議会では、障がいのある方々が自立した生活を営むことができる社会を築いていくのに欠かせない、相談支援の体制整備等について幅広く協議いただいております。これまでも、北海道における相談支援体制の充実や、障害福祉サービス事業者の人材育成などについて御意見をいただいていたところでもあります。

今年度から、あらたに委員として加わっていただいた方々や、引き続き、委員をお引き受けいただいている方々も含め、委員の皆様がそれぞれのお立場から、積極的な御発言をいただくことで、障がいのある方々が暮らしやすい地域づくりの推進にお力添えをいただきたく、よろしくお願いいたします。

また、御承知のとおり、本年4月からは障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が行政機関に義務付けられ、民間事業者も努力義務とされました。

道では平成21年3月に「北海道障がい者条例」を制定し、国に先んじて障がいのある方々の権利擁護に取り組んできたところであり、今後も「障がいのある方が当たり前暮らしやすい地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という条例の基本的な考えのもと、施策の推進に努めてまいります。

さて、本日の会議内容についてですが、まずは、協議事項としまして、新たに自立支援協議会の会長を選出させていただいた後、報告事項としまして、本年6月に開催しました「北海道障がい者条例に基づく推進本部会議」の結果や北海道自立支援協議会のもと設置されております、「人材育成部会」、「地域づくりコーディネーター部会」、「地域移行部会」における今年度の協議内容等についてそれぞれ御報告をさせていただき、障害者差別解消法の道の取組状況等についても御報告させていただくこととしております。

短い時間で盛りだくさんの内容となりますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をお寄せくださるようお願いし、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

(障がい者保健福祉課 金須主幹)

なお、植村課長におきましては、用務の都合によりここで退席とさせていただきます。申し訳ございません。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いします。「資料一覧」のとおりとなっておりますが、不足や落丁がありましたら、事務局までお知らせください。

続きまして、本日は委員改選後第1回目の会議でありますので、名簿の順に御紹介させていただきますので、簡単で結構ですので御挨拶をお願いいたします。

なお、事前に齋藤委員から欠席のご連絡と、当初出席予定でしたが、我妻委員が急遽欠席となっております。それでは大久保委員からお願いいたします。

以下順次一言ご挨拶

(大久保委員)

大久保です。よろしくお願いたします。

(石原委員)

石原です。よろしくお願いたします。

(石山委員)

石山です。よろしくお願いたします。

(小野委員)

小野です。よろしくお願いたします。

(片山委員)

片山です。よろしくお願いたします。

(永井委員)

永井です。よろしくお願いたします。

(森委員)

森です。よろしくお願いいたします。

(小瀬委員)

小瀬です。よろしくお願いいたします。

(堀川委員)

堀川です。よろしくお願いいたします。

(高谷委員)

高谷です。よろしくお願いいたします。

(山崎委員)

山崎です。よろしくお願いいたします。

(奥村委員)

奥村です。よろしくお願いいたします。

(奥村委員支援者 大槻氏)

大槻です。よろしくお願いいたします。

また、事務局につきましても人事異動により変更となっておりますので、御紹介させていただきます。

(以下順次自己紹介)

障がい者保健福祉課制度グループ

主査（地域づくり）の北山です。よろしくお願いいたします。

主査（権利擁護）の山田です。よろしくお願いいたします。

主任の三和です。よろしくお願いいたします。

主任の菅井です。よろしくお願いいたします。

主任の小林です。よろしくお願いいたします。

なお、議事に入ります前に今年度1回目ということもありますので、参考資料として北海道自立支援協議会の概要を御用意しております。これに基づいて簡単に説明させていただきます。2枚目の自立支援協議会について御覧願います。障害者総合支援法に基づき地方公共団体に設置されているところであります。また、北海道におきましては平成22年4月に全面施行した北海道障がい者条例の目的のひとつであります障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するためという目的もありまして、本協議会の中で市町村の取組を効果的に支援する方策などについても検討を行うこととなっております。また、自立支援協議会の体系としまして3の概要等に記載してありますが、親会のもと、現時点で3つの部会について設置しておりまして、人材育成部会、地域づくりコーディネーター部会、地域移行部会であります。なお、本来であれば自立支援協議会を先行して開催するところでありましたが、各部会で懸案事項を抱えているという事情もありまして、各部会を先行して開催しているところでありま

す。また、人材育成部会につきましては、児童ワーキンググループも下部組織として設置しているところであります。それぞれの部会の目的などにつきましては、時間の関係もありますので資料に記載しておりますとおりでありますので御参照願います。1枚目に戻りまして設置要綱の第4でありますけれども、本年皆様に委員として委嘱をさせていただいたところですがお忙しい中恐縮ですが、3年間お付き合いいただきまして、貴重な御意見をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。参考資料の説明は以上です。

2 議事

【協議事項】

(1) 会長の選出について

(障がい者保健福祉課 金須主幹)

それでは、議事に入ります。協議事項の一つ目、「会長の選出について」です。

参考資料にあります「北海道自立支援協議会設置要綱」の第3の2にありますとおり、本協議会には会長を置き、委員の互選により選出することとなっております。

どなたか御推薦される方はいらっしゃいますか。

(推薦なし)

いらっしゃらなければ、事務局から候補者の案を提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(賛同の声)

それでは、事務局案として、大久保委員を会長とする案を提出いたします。皆様いかがでしょうか。

(賛同の声)

御賛同ありがとうございます。それでは大久保委員に御就任いただきたいと思えます。前方の会長席にお移りください。

それでは、就任に当たり、大久保会長から一言御挨拶いただきました後、引き続き議事進行をお願いいたします。それでは、宜しくお願いたします。

(大久保会長)

それでは、よろしくお願いたします。大変重要な会議ですし、任期の3年間の間に国の制度も少し変わったり、北海道の障がい福祉計画の見直しなどあると思われまします。緊張しております。また、前任の会長も重鎮の門屋さんということで、プレッシャーも感じておりますが、皆さんの御協力も得ながら勤めさせていただきます。

それでは、報告事項に入ります。報告事項の(1)「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議の結果報告について」事務局から説明をお願いします。

【報告事項】

(1) 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議の結果報告について (説明～障がい者保健福祉課 北山主査)

平成27年度の「北海道障がい者条例に関する施策の推進状況」について御説明します。

資料1-1を御覧ください。1ページに条例による取組の概要を記載しております。「推進本部」と右側縦長の「条例の広報」と、条例の施策の3つの柱である「権利擁護の推進」、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」、「障がい者の就労支援」と、全部で5つの項目で構成されており、この項目ごとに御説明いたします。なお、時間の関係もありますので、詳細につきましては、資料を御参照願います。

それでは、2ページ上段の、「推進本部」についてですが、昨年6月に、知事を本部長とする推進本部会議を開催し、今後の取組方針などについて協議を行うとともに、学識経験者を委員とする調査部会を開催し、オホーツク圏域地域づくり委員会から審議の求めのあった個別事案などについて協議を行いました。

次に、2ページ下段にございます、項目の2つ目、「条例の広報」についてですが、①の出前講座などの実施のほか、②の条例の内容を解説したパネルによる周知広報や障がいに配慮した接し方などについてのDVDを団体、福祉事業所、市町村等に貸し出し学習会などで活用いただいたほか、③の道民フォーラムの開催を通じ普及啓発に努めたところです。

次に3ページを御覧ください。項目の3つ目、「権利擁護の推進」についてですが、まず、虐待や差別の解消として、条例に基づき設置しております全道14カ所の地域づくり委員会において、16件の協議申立や相談について対応を行っております。

また、2の障害者虐待防止法に基づき道庁内に設置しております「北海道障がい者権利擁護センター」に168件の相談やお問い合わせがあり、このうち31件について、虐待相談として関係機関へ通報するなど、法に基づく通報等、必要な対応を行っております。

また、下段に括弧書きで参考として、厚生労働省調査に基づく26年度の北海道全体の状況についても掲載しております。

なお、資料の6ページから10ページに、地域づくり委員会への協議申立等の受付状況及び権利擁護センターの相談・通報等対応状況についての資料を添付してございますので、後ほど御参照願います。

次に資料の4ページを御覧ください。権利擁護の推進に関する道民理解の促進としまして、障害者虐待防止法や障害者差別解消法のわかりやすいパンフレットを作成し関係機関への配布を行いました。

次に項目の4つ目としまして、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」についてです。

まず、地域づくり委員会の協議として先ほど申しあげた、3ページの地域づくり委員会での、申立事案の協議に加え、それぞれの地域の様々な課題について積極的に協議を行い、暮らしづらさの解消に努めているところです。

各地域づくり委員会における地域課題は、11ページに記載しておりますので、後ほど御参照願います。

また、地域支援体制づくりの推進として、振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、「地域づくりガイドライン」を活用しながら、市町村の相談支援体制づくりなどの取組を支援しているところです。

次に、地域づくりに関連した事業として、障がいのある方々や高齢者、子どもに対し一体的にサービス等を提供する拠点施設を整備する「共生型基盤整備」についてですが、27年度においては、障がい者が対象とされている施設が岩見沢市で1カ所、国の交付金制度などを活用し整備されたところです。

次に、資料の5ページを御覧ください。項目5つ目として、「障がい者の就労支援」についてであります。項目(1)の障がい者就労支援推進計画に基づく取組として、経済団体などの参画による「北海道障がい者就労支援推進委員会」の御意見を伺いながら、平成27年度～平成29年度を期間とする「第3期障がい者就労支援推進計画に基づく取組を、関係機関と連携しながら進めました。

具体的な取組のうち、(2)の企業との連携といたしまして、企業認証制度については155社に、障がい者の就労を応援する企業を幅広く登録するアクションについては585企業、73市町村に、それぞれ認証や登録をいただいております。

(3)の授産事業所等への官公需発注促進では、「特定随意契約制度」の活用などを庁内に呼びかけるなど、授産事業所等への官公需の発注を促進しているほか(4)の条例の指定法人制度として、北海道障がい者就労支援センターにおいて、企業と授産事業所の仕事をつなぐ共同受注などを実施しているところです。

このほか、(5)の授産製品の販路拡大として大型商業施設での授産製品販売として、丸1つ目のアリオ札幌などでの販売、また、3つ目の丸にあります昨年度からの新たな取り組みといたしまして、道庁赤れんが前庭などを活用した「北海道カフェ」の運営などの取り組みを行っています。

なお、12ページ以降に、関係部等が所管する条例の関連施策の取組の概要についてまとめておりますので、後ほど内容を御確認願います。15ページ以降は参考として条例本文を添付しております。

以上が、「平成27年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況」であります。

次に、平成28年度「北海道障がい者条例の取組方針」について御説明します。資料1-2を御覧ください。

1ページに、今年度の取組方針としまして、「基本方針」と「重点方針」を設定しています。

まず、「基本方針」については、「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方のもと、(1)の障がいのある方々の参画を基本とした対話の重視、(2)の地域間格差の是正、(3)の幅広い関係者と連携・協働した施策の推進、(4)の道民理解の促進、この4点に配慮しながら取組を進めることとしております。次に「重点方針」としまして、1点目、「条例の広報」につきましては、引き続き、出前講座のほか、パンフレットやパネルなどの様々な啓発資材の活用など、広く道民の皆さまに条例の周知を図ってまいります。

2点目、「権利擁護の推進」につきましては、関係機関との情報交換や障がい者からの相談事例に関する協議の実施など、差別を解消するための取組の推進を行うとともに、障害者差別解消法の施行を受け、市町村における相談体制等の整備促進を行うこととし、具体的には、市町村における既存の協議会等の活用や市町村向け説明会開催による普及啓発などの働きかけを行います。

3点目、「障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進」につきましては、引き続き、障がいのある方々などの声を地域づくり委員会での協議に反映できるよう取り組むほか、地域で生活する障がい者の高齢化・重度化や、親亡き後の生活を支えるための「地域生活支援拠点」を整備し、総合的な相談支援体制の確保に向け、支援していく考えです。

最後に、「障がい者の就労支援」について、引き続き一般就労の推進に向け様々な機関と連携したネットワークづくりを推進いたしますとともに、障害者優先調達法に基づく道における授産事業所への発注拡大や就労支援センターによる販売機会拡大の取組などを推進することとしています。

2ページ以降は、平成28年度の関連施策の取組予定の概要についてまとめておりますので、後ほど内容を御確認願います。

以上で平成28年度障がい者条例の取組方針について説明を終わります。

(大久保会長)

それでは北海道障がい者条例に関する幅広い内容でしたが、ただいまの説明の内容について、御確認や御質問がありましたらお願いします。

(片山委員)

道民の周知についてであります。道民フォーラムを行ったとのことですが、だいたいいいですので、フォーラムに参加した一般の方はどのくらい来たのか教えていただきたい。これは我々発達の関する集まり等でも苦戦しているところでありまして、もし分かれば教えてください。

(障がい者保健福祉課 山田主査)

昨年行いました差別解消法道民フォーラムについて、札幌と旭川と釧路と開催したところですが、細かい数字までは把握しておりませんが、札幌は全参加者で200名ほど参加いただきました。ほか、旭川は全体で130名程度、釧路は全体で100人程度参加いただきましたが、申し訳ございませんが、一般の方についての正確な人数は今把握していません。多くは関係者の方の参加であり、一般の方の数は少なかったと思います。一般の方々により多く参加してもらうのが課題とは感じております。今年は是非、企業の方なども含めて多くの方に参加いただければと考えております。

(片山委員)

ありがとうございます。私もフォーラム等を開催する機会があり、発達のフォーラムを開催するにあたっては課題だと考えておりますので、どうやって一般の方々に参加してもらうか日頃から考えています。

あと、もう一つ質問ではなく、そうなんだなと思った感想ですが、資料にあります北海道障がい者条例第2章に関連する主な施策の概要の一覧にある第17条に関する取組の中に発達障がい者支援センター運営事業が、障がい者の家族に対する配慮の分野に入っていて、もちろん含まれている部分ですが、発達センター事業は幅広い事業の中で、中核として各地域の体制整備であったり、人材育成であったり、理解啓発ですとか、そういったところに更に重点化していくという状況の中で進めてきているということが僕にはあったので、(この分野にあるということが) そうなんだなと思ったところです。

(大久保会長)

他に御意見等ございますか。

(高谷委員)

教えていただきたいところがありまして、権利擁護の推進のところですが、この出していた数字は地域づくり委員会にて申立等を受理した件数と北海道障がい者権利擁護センターの相談受理件数ということですが、まず一つ目は、市町村の虐待防止センターの相談の数が含まれているのかということ、使用者による虐待というのが、これは企業がということなので、通報等が86件、認定したのが30件、被虐待者数が60人、この内容とかは経済部と情報共有とかはされているのか伺いたい。

(障がい者保健福祉課 山田主査)

まずは資料の3ページで上の方にあります地域づくり委員会への申立件数ですが、14振興局の件数です。

次の道の権利擁護センターの相談・照会件数ですが、168件でして、そのうち31件が虐待相談ですが、さらに区分別状況で養護者2件、施設従事者15件等とあり

ますが、これは市町村にも通報していますし、虐待対応するということになっておりますので、権限行使を行っております。

また、参考までに掲載していますが、厚生労働省による障害者虐待防止法に基づく北海道の虐待状況とありますが、これは市町村で相談を受けた件数と更に北海道権利擁護センターの31件も含まれた数字となっています。また、養護者虐待や施設従事者等虐待、使用者虐待とありますが、使用者虐待に関しましては北海道労働局の対応となっており、通報先は道の権利擁護センターを経由したのもあれば、ハローワークや労基署へも相談等があったりした分も含まれております。書類を見て最低賃金以下であれば、経済的虐待を疑って対応しており、これに関しては道庁と北海道労働局が連携して対応しており、事後であっても報告いただいて整理しているところであり、年々使用者虐待に関しまして増えているところでありまして、北海道労働局の方でも雇用促進法の方でも改正して、差別を含めて使用者虐待、差別もあってはならないということで、就労支援A型も増えているということで、虐待件数も増えている状況です。

(高谷委員)

就労A型を利用されている方は相談支援事業所が計画相談をたてているので福祉サービスと繋がりがあるためよいが、一般企業に就労してご自宅から通われている方の場合は、福祉との繋がりが無くなってしまうため、何か機会がある度に福祉サービスから離れてしまっている方達に届くような、何か計画がされるとよいと考えています。

(大久保会長)

ありがとうございました。

それでは次に報告事項の2について、事務局より説明願います。

(2) 人材育成部会における協議事項について

(説明～障がい者保健福祉課 菅井主任)

平成28年度の人材育成部会における協議事項について、資料2-1、2-2、2-3の3つに基づいて説明させていただきます。

まずは資料2-1を御覧ください。人材育成部会の今年度の第1回目の開催は7月29日に実施したところであります。人材育成部会というのはサービス管理責任者や相談支援専門員の人材育成の方策等を検討することを目的としており、重点事項が6つとその他事項2つについて検討し進めていくことを第1回目の人材育成部会で決めたところであります。重点事項から説明しますが、1の相談支援従事者研修専門コース別研修（障害児支援）の実施ということで、これは10月7日の開催に向け昨年か

ら検討を実施してきたところです。この研修の経緯としましては資料2-2を御覧いただきたいのですが、相談支援の専門コース別研修のうち、障害児支援コースについては受講ニーズが高いことから28年度中の実施に向け、人材育成部会に児童ワーキングを立ち上げ検討することとなりました。ワーキングの構成は人材育成部会から日置部会員、大久保部会員、地域づくりコーディネーターからは道下氏、佐藤氏、そして小野氏の3名、北海道通園センター連絡協議会から葛岡氏、菅原氏の2名で構成し検討してきたところであります。検討結果としましては、10月7日の9時から17時までの時間で場所は道庁地下1階の大会議室で120名の規模で実施を予定しており、受講対象者は障がい児の相談支援に携わっている方、あるいは従事予定者とし実施しまして、内容としては演習として4つの事例を用意し、「重症心身障がい児」、「幼児期の児童」、「小学校高学年の児童」、「高校2年生の児童」受講者に選択してもらい演習終了後は、事例提供者による解説をシンポジウム形式で実施します。

また、(5)にあります受講者の募集等については、既に8月30日に募集を開始しておりまして、募集〆切は9月24日を予定しております。

再度、資料2-1を御覧ください。次に2のサービス管理責任者に係る講師養成研修の実施についてですが、11月21日に実施する講師養成を目的とした研修です。サービス管理責任者研修、児童発達支援管理者研修も含めてですが、年々定員に対して申込みが超過しているところです。当然ながら研修の質の担保することも大切ですが、研修ニーズが高いことから、研修規模の確保も行わなければならない、そのためには講師の方々の養成も必要となってきますので、研修規模の拡大と併せて質も担保していくための研修として御理解していただければと思います。

次に3の研修の評価システムについてということで、後ほど資料2-3でも説明いたしますが、いろいろな研修が北海道内でも実施されてきております。サービス管理責任者研修、相談支援従事者研修など基本的にはカリキュラムに基づき実施していただきということで、またアンケートによってどの程度の満足されるような内容であったかを収集していますが、それだけでは主観的評価になってしまいがちで、もう少し精度の高い評価システムが必要なのではないかということから今年度の重点事項としております。

続いて4ですが、ファシリテーター等の養成ですが、こちらは2のサービス管理責任者講師養成研修と併せて、同じく研修に欠かせないファシリテーター、インストラクターの養成を講師と併せて養成するというところであります。

5の地域における人材育成の質の向上を図る方策の検討についてであります。こちらは地域づくりコーディネーター部会と共同で各地域の人材育成に係る取組状況の把握を行い、各地域間での人材育成の質の水準に差が生じないようにするための方策を検討することとして進める予定であります。

重点事項の最後に6の北海道における人材育成の動向等についての情報発信という

ことで、各研修に関する情報や人材育成部会での検討状況等、北海道内での人材育成の動向等について関係者が把握できるよう情報発信を行っていくことを検討します。

その他協議事項として2点ほどありますが、サービス管理責任者等研修等の選考方法についてで、真に受けるべき事情のある者を選定する選考方法を検討することと、初任者研修に続く専門研修の実施の検討として、次のステップである専門研修の実施方法等について、時間的に余裕があれば検討を行いたく予定しております。

次に資料2-3についてですが、研修事業者全体会の開催結果についての資料でありまして、開催の目的としては、(1)として、研修の理念や研修を通じて伝えるべき事を共有し、全ての研修事業者が連動して研修が実施できるようにすること。(2)として、研修の効果的な実施方法や、効率的な運営方法を共有することを目的に開催しました。

参加状況としましては、相談支援事業者1事業者、サービス管理責任者等研修事業者2事業者、強度行動障がい支援者養成研修事業者4事業者、行動援護従業者養成研修事業者1事業者が参加しました。内容としましては、(1)として、北海道における障がい福祉サービスに従事する人材育成のあり方について、(2)として、各研修の概要について、(3)として、昨年度の実績及び今年度の取組について、(4)として人材育成部会からの総括の項目内容で行いました。(5)の主な発言としましては、研修効果の検証には、チェックリストやアンケート、ファシリテーターからの聞き取りでは限界を感じる。この研修だけで終わるのではなく、各地域で実施する研修につながるような仕組みがあると良い。フォローアップ研修については、目標をどこに設定するか手探りで実施しており、他の圏域と目標設定など共有できる機会があると良い。何をもって研修の質が向上したといえるかについて、検討していく必要があると考えるなどの意見が寄せられました。人材育成部会についての報告につきましては以上です。

(大久保会長)

それではただいまの報告内容について、ご確認やご質問がありましたらお願いします。

(永井委員)

障害児専門コースに関しては受講ニーズが高いということがあったんですけども、全体的に受講ニーズと研修を実施している回数や場所などについてはマッチしているのか、それとも不足や過剰というのがあるのかということをお教えいただきたいのと、資料2-1にあげられていたところで各地域における人材育成の取組状況を把握するというので、私も札幌市の自立支援協議会に所属してお互いに道がやっていると札幌市がやっていることを把握していかなければならないということもよく話題に

なるのですけども、地域づくりコーディネーター部会と共同で今具体的に考えていることがあれば教えていただきたいのと研修の質の水準に差が生じないようにするというのを考えるときに例えば今は札幌開催が多いということ为先ほど道の研修についておっしゃっていたのですが、研修が少ない地域の声や出かけていくといったことを考えているのでしょうか。教えてください。

(説明～障がい者保健福祉課 菅井主任)

まず、研修にニーズについてですけども、全体的に言えばやはり定員を超過している研修が多く、特に強度行動障害支援者養成研修の基礎研修とサービス管理責任者の研修の児童分野と就労分野の2つが特に多いかなというところですね。いずれにしても強度行動障害は別として、サービス管理責任者の研修の児童と就労は事業所数が増えているということもあり、研修のニーズが高い状況もあると思われます。また、研修の場所についても札幌だけでは参加しにくいという意見をいただいております。相談支援従事者研修については各地方で行っているところですが、今年度初めての取組として、札幌で講義している内容を各地域に会場を設けインターネットで中継して実施するという方法で解消できないかということを考えており、まだ取組の段階ではありますが、グループワークはどうしても人が出向かないとできないですが、できるかぎり講義部分だけでも対応できないかといったことを検討しているところであります。2点目、地域における質に関する部分ですが、道の人材育成部会には札幌市の自立支援協議会の方も参加されており、札幌市と北海道の動きを合わせないといけないよねといったご意見もいただいております、今年度の部会の検討事項として情報発信という部分も予定しており、具体的な方策については正式決定の内容ではありませんが、地域の取組などを地域づくりコーディネーターからも情報収集を行い出てきた課題等について協議を重ねていくことを考えていますが、実施方法等は今後詰めていく予定であります。

(永井委員)

ありがとうございます。情報交換などの機会を持てると、例えばお互いに何の研修を行って、何の研修を行わないかといった役割分担もできるのかなと思います。取組に期待しております。

(大久保会長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。次に移りますが、時間がオーバーしておりますので説明を絞ってもらっていますが、更に絞ってお願いします。報告事項の3について、事務局より説明願います。

(3) 地域づくりコーディネーター一部会における協議事項について

(説明～障がい者保健福祉課 北山主査)

平成28年度の地域づくりコーディネーター一部会における協議事項について、資料3-1を御覧ください。平成28年度の重点テーマは、地域生活支援拠点の整備に向けた市町村への支援についてであります。地域生活支援拠点については、後ほど資料にて説明をいたしますが、先日までに開催を終えた第1回目、第2回目と年明け1月31日開催予定の第3回部会の協議事項をまとめた資料です。

続いて資料3-2をご覧ください。地域生活支援拠点の整備状況についてですが、国の方針に基づく取組の目的や整備方法については資料のとおりですので省略させていただきます。次に別紙の取組状況についてご覧ください。1としまして、市町村への情報提供を行いました。具体的には整備済み2圏域のホームページへの掲載や全国モデル実施地域の情報提供です。

次に2の状況把握・情報共有について行いました。具体的には、拠点整備状況等調査の実施や、地域づくりコーディネーターから検討状況等を確認し、検討が進められている市町村の推進計画の作成や取組事例発表として、障がい者条例推進会議において、整備済みの2圏域の行政担当や地域づくりコーディネーターによる具体的取組の発表を実施しました。また、今後の取組としまして、市町村に対して、振興局と地域づくりコーディネーターが連携して協議の場を設定することとし、主な内容として、今年度からは、検討が進められてきている市町村等を選定し、平成29年度中の整備に向けた具体的計画を策定してもらい重点的に推進することとし、引き続き、推進状況の確認及び取組の情報共有を図ることとし、市町村への情報提供を行うこととしました。そのほか、参考までに市町村へ実施した拠点整備状況の調査結果も添付しておりますので、後ほどご参照ください。

次に資料3-3ですが、市町村における障害者差別解消支援地域協議会設置状況としまして、平成28年5月1日現在の状況を取りまとめた一覧です。また、参考までに2ページ目には設置の手引きとしまして、協議会の必要性や何をするのかなどを分かりやすくまとめた国の資料も添付しておりますので、併せてご参照ください。

続いて資料3-4ですが、全道のサービス等利用計画作成状況の平成28年6月30日現在の状況を取りまとめた資料です。1ページ目の概要版をご覧ください。全体の作成率の推移としては少しずつではありますが増加してきている状況でして、内訳として圏域・振興局別の作成率も掲載しております。2ページ目以降は市町村別の作成率ですので、後ほどご参照願います。以上が地域づくりコーディネーター一部会における協議事項の状況についてのご報告です。

(大久保会長)

それではただいまの報告内容について、御確認や御質問がありましたらお願いしま

す。それでは私から1つ確認ですが、差別解消法の支援地域協議会は北海道としては地域づくり委員会が担うということによろしいですか。

(障がい者保健福祉課 北山主査)

北海道の地域づくり委員会にその機能を追加しているということです。

(奥村委員)

障害者差別解消地域支援協議会の設置についてですね。前回設置しないというのがどのような形で理解啓発を図ってきたのかというのを教えてもらいたい。市町村が検討中とか設置しないということをどういった受け止めをしているのか。細かいところまでは結構なので知りたい。

(障がい者保健福祉課 三和主任)

市町村における障害者差別解消支援地域協議会の設置状況について、資料にありますとおり検討中又は設置しないという部分ですが、設置しないと判断している市町村の回答例につきましては、資料にありますとおり、月形町の場合ですと、自立支援協議会で対応するとなっており、既存の会議体でも機能を担うことが可能とされておりますので、受け止めが異なって設置しないというニュアンスになっている市町村が見受けられますので、振興局を通じて法の趣旨に基づいた地域協議会の設置又は必要性について説明していきたいと考えている。設置に向けて検討中としている市町村につきましては、資料に具体的な検討状況までは掲載していないが、基本的には設置済みの市町村と同じく設置に向けての検討という認識であります。

(大久保会長)

御質問等無いようなので、次の報告事項の4について、事務局より説明願います。

(4) 地域移行部会における協議事項について

(説明～障がい者保健福祉課 三和主任)

それでは、平成28年度の地域移行部会における協議事項につきまして報告します。

第4期障がい福祉計画に掲げる、地域移行の目標達成に向けて、地域の受け入れ体制の整備など障がいのある方の地域移行の推進に関わる課題等を協議するために昨年11月に設置され本年3月に第1回目が開催されたところであります。

1の協議事項としましては、資料4-1を御覧ください。1の地域移行に向けた状況調査としまして、精神障がい者と身体・知的障がい者について各々調査を実施し、国調査と併せて道独自調査を行うこととし、こちらの内容は7月25日に開催いたし

ました第1回地域移行部会で調査項目等について検討が行われ、身体・知的障がいについては既に実施し取りまとめを行っているところではありますが、精神障がいについては、9月以降を予定しており、調査項目については現在調整している状況です。

2の退院後・地域移行後の生活を地域全体で支え続けるための支援体制の整備のあり方として、地域移行支援、地域定着支援の事例の共有や多様な居住の場の事例の共有を行い、今後の参考として活用いただく考えです。

次に3の市町村自立支援協議会における「地域移行部会」の設置促進としまして、地域単位での地域移行・地域生活を支える体制整備を進めるため、市町村協議会において地域移行に関連する機関や関係者等で構成される地域移行部会を設置し、地域の課題を踏まえた支援体制の整備等を協議するため、設置の必要性や委員構成の例示など、設置するにあたってのマニュアルを作成し、市町村へ情報提供を行うなど設置の促進を図ることとしており、市町村の設置状況についても地域づくりコーディネーターを通じて確認した上で作成する予定です。

2の報告事項としましては、精神障がい者の地域移行に関する医療と福祉の連携研修会の継続開催として、今年度はフォローアップ研修として委託事業の中で開催する予定です。2枚目はこれらの取組の年間スケジュールとして、来年1月に開催予定の第2回部会までに調査等を取りまとめ協議の上、本自立支援協議会にも2月に報告するスケジュールとなっております。

続いて資料4-2、4-3、4-4はそれぞれの取組の概要をまとめた資料として、4-2については地域移行者数等調査の内容の資料として、時間の都合もありますので、御説明は省略させていただきますので後ほど御覧ください。4-3につきましては、精神科病院入院患者の地域移行に向けた状況調査ということで調査の対象や項目など精神障がい者の地域移行に向けた状況調査となっております。協議内容としては調査項目についての部分の確認となっておりますが、札幌市で行っている同様の調査と整合性を図っていきながら調査を進めていく予定です。最後に4-4につきましては、医療と福祉の連携研修会の開催に向けた取組状況として、今年度の研修実施については、北海道精神保健推進協会の委託事業として行う予定です。以上が地域移行部会についてのご報告です。

(大久保会長)

以上、地域移行部会についての説明でしたが、何かご意見等がありましたらどうぞ

。

(意見なし)

無いようなので、次の報告事項の5について、事務局より説明願います。

(5) 障害者差別解消法の施行に基づく取組状況について

(説明～障がい者保健福祉課 山田主査)

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が、皆様御承知のとおり平成25年6月に制定され、本年4月に施行されたところであります。この法律に対する北海道の取組状況としまして、これまでの取組と今年度の取組ということで説明させていただきます。まず、法施行前までの取組については職員対応要領の策定として、障がい福祉団体をはじめとした関係者と協議を重ねまして、「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」と名付けまして、平成27年12月に策定。本年1月から職員向け説明会を開催するなどして周知を図ってまいりました。

次に相談・紛争防止等の体制整備並びに障害者差別解消支援地域協議会の設置についてであります。法に基づく体制整備については14圏域毎にあります障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会が担うこととしまして、相談対応から個別案件や地域課題についての協議・あっせんして解決を図るほか、情報交換を行うなどして関係機関と連携を推進していく体制としたところであります。

次に北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催については、本年3月に設置し開催したところであり、オール北海道として障がい者の差別解消を進めていくということで、国や市町村との連携が大変重要であると考えまして、関係行政機関の代表者を構成メンバーとして、実態把握と情報交換を行いました。

続きまして、啓発活動の推進については、平成27年3月に法施行に向けたパンフレットを作成し、市町村などを通じて広く配付したほか、道民フォーラムを札幌市のほか釧路、旭川で開催しまして、障害者差別解消法の趣旨を直接説明し、障がいのある方からも直接意見を聞く機会を設けたところであります。また、道や市町村の各種広報媒体、地域FMなどを活用した普及啓発を行ったところであります。

次に、(2)28年度の取組予定についてであります。相談対応・紛争の防止または解決として、これまでと同様に地域づくり委員会において関係機関と情報交換を行うとともに、実際に障がいのある方から相談があった場合においても、これまで以上に地域づくり委員会による協議をしっかりと実施しながら相談事例を積み上げ、今後の対応に向けて有効活用していくこととしております。

さらに市町村における取組の推進については、法では努力義務とされている「職員対応要領」の策定や、「障害者差別解消支援地域協議会」の市町村における設置について、全ての市町村で取り組まれるよう道からも積極的な働きかけや支援を行っていくこととしております。

次に、道職員の理解促進については、現在、各所属において職場研修の実施をはじめとしているところですが、10月に行われる新規採用職員研修では必須項目に位置付けまして、職員の資質向上及び理解促進を徹底していくこととしております。

また、北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催については、3月に開催して法

が施行、そして初年度でありますので半年を経過した時点で1度実施状況などを確認する連絡会議を開催する。また、翌年3月には法施行1年の実施状況や課題について情報交換を行い、次年度以降に向けた対応について検討したいと考えております。

最後に、啓発活動の推進としては、新たにわかりやすいパンフレットを作成しまして、北海道障がい者条例や障害者虐待防止法、障害者差別解消法といった制度をわかりやすくまとめたパンフレットを本年7月に作成し現在市町村などを通じて広く配布をしているところであります。また、今年度も条例や虐待防止を含めて、障がい者権利擁護フォーラムという形で11月以降に開催する予定で日程調整等を行っております。障がいのある方や一般の方々などに対して、どんどん理解促進を求めるということが目的であります。

さらに、法の認知度アンケートなどを実施し、調査結果を今後の普及啓発施策に活用していくほか、条例や新たに作成した障害者差別解消法のパネルを活用し、14振興局をリレーしてパネル展を開催することとしております。

道としては、障がいがある人もない人もともに安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、差別の解消をはじめとした障がいのある方の権利擁護の推進に努めて参りたいと考えておりますので、本日お集まりの皆様にも御理解と御協力をお願いしてまいりたいと思います。以上です。

(大久保会長)

ありがとうございました。奥村委員ですが帰りのJRの関係で退席となりました。進め方がまずく申し訳ありません。ただいまの説明について何か確認事項などがありましたらお願いします。

(石原委員)

1点だけ教えてください。法施行の相談件数についてです。
次の報告事項の5について、事務局より説明願います。

(障がい者保健福祉課 山田主査)

差別事案ということですね。明確には今後10月に国の調査や集計がまだの部分のため、わかる範囲としましては2件あったところです。

(石原委員)

札幌市は4月～6月で、市長局で21件でした。法施行前はどれくらい来るだろうと、おそらくガンガン来るのではないかとの考えもある一方、そんなには来ないのであるという考えもあったが、ふたを開けてみるとこのくらいであったかというのが正直なところであり、おそらく我々のPR不足という反省材料があるかもわかりませんけ

れども、市としても引き続き統計を取っていきますので、道庁とも情報共有をさせてもらいながら、進めさせていただきたい。

(大久保会長)

今の話題ですが、法施行になってたくさん相談があるかと思っていましたが、そうでもないということが、条例の推進本部会議でも話題になっておりました。話題の中で、本当はいろいろあるのに我慢するのが当たり前になってしまっているのではないかと、合理的配慮という概念になじみがなくて沈んだままであるのではといったことが出ておりました。それでは報告事項の6について、事務局より説明願います。

(6) 地域の人づくりハンドブックについて

(説明～障がい者保健福祉課 北山主査)

資料6をご覧ください。こちらは今年3月に自立支援協議会人材育成部会において作成しました、北海道の障がい福祉の取組事例から見る「地域の人づくりハンドブック」について、参考までに配布させていただきました。こちらは既に振興局を通じて各市町村や事業所への周知しているところでありまして、本会議に御報告がまだでしたので今回配布したところですので。内容の詳細につきましては時間の都合もありますので省略いたしますが、求められる人材像ですとか、人材育成の視点、又は職場訪問レポート、人材育成のあり方などを掲載しておりまして、職場訪問レポートは先進的な人材育成の取組を行っている事業所を紹介しており、今後も随時更新していく予定です。皆様方におきましても取組の情報等がありましたら提供いただければと考えております。

(大久保会長)

これについては道庁のホームページでもダウンロードできますね。

(障がい者保健福祉課 北山主査)

はい。できます。

(大久保会長)

それでは、何かご質問等ありますでしょうか。

(意見なし)

そうしましたら以上で全てですが、全体を通しまして何かありましたら伺いますがいかがでしょうか。無いようなのでよろしいでしょうか。

それでは事務局から連絡事項等願います。

(障がい者保健福祉課 金須主幹)

本日はどうもありがとうございました。次回の開催につきましては、来年の2月に開催を予定しており各部会の取組検討状況を御報告させていただきます。また、近くなりましたら各委員の皆様にご日程調整をさせていただいた上で日程を決定しご連絡させていただきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。以上であります。

(大久保会長)

ありがとうございました。次回もこのくらいの報告の多さのイメージですか。

(障がい者保健福祉課 金須主幹)

基本的にはそれぞれの部会の検討状況の報告が中心になりますので、今回は数が多かったと思われます。すいません。次回はもう少し数は少なくなると思われます。

(大久保会長)

すいません。せっかくの機会なのでもう少し各委員から意見を伺うことができると考えますので、大変だとは思いますが、なるべく早めに資料を送っていただいて、読み込んでくる前提で発言の時間を多くとれたらなと次回は考えますので宜しくお願いします。

それでは、これで第1回目の北海道自立支援協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。